平成２１年（フ）第３１４号
神奈川県横須賀市佐原４丁目９番10号　UMサハラ302
破産者　山田　浩二
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８６１号
北海道伊達市網代町15番地
破産者　高谷　芳幸
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
静岡県焼津市大島251番地
破産者　池谷　光雄
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２８０号
名古屋市中川区若山町１丁目１番地の１　小城南シルバー住宅601号、開始決定時の住所名古屋市中区富士見町13番22号　ファミール富士見302号
破産者　日置　鉦三
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４１３号
名古屋市中川区八熊通５丁目62番地の２、開始決定時の住所名古屋市中川区荒江町32番10号
破産者　田口　明治
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９９号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３―414号　白鳥パークハイツ日比野東
破産者　笠井　正美
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９９９号
広島市安佐北区白木町大字三田8543番地の５
破産者　川本　照子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１０００号
広島市南区翠３丁目15番９号
破産者　川本　義延
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９９１号
大阪市東住吉区中野２―１―30ハッピーコーポレート305号室
破産者　谷口　　肇
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５１号
大阪府寝屋川市香里本通町２番３―301号
破産者　田中　浩治
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３３号
大阪府寝屋川市御幸東町３番15―703号
破産者　相星　秀明
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８号
大阪市此花区高見１丁目７番15―2804号、開始決定時の住所奈良市朱雀４丁目８番地の７
破産者　太田　直治
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３７号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番３―431号
破産者　亀山　隆文
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１号
兵庫県三木市福井３丁目17番３号
破産者　前田　勝弘
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４２号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番22―504号、従前の住所神戸市兵庫区西柳原町９番７―405号
破産者　大氏　正嗣
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目６番22号　２Ｆ、開始決定時の住所兵庫県宝塚市千種１丁目４番20号
破産者　大菊　祐輔
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１４号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番18―108号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目７番１―307号
破産者　村上　恭子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部